

ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)追加分

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>追加 1：追加設備投資を伴わない権益取得 「追加設備投資を伴わない権益取得案件が、影響を及ぼしやすいセクターに分類される場合には、カテゴリ A とする」(メコンウォッチ)</p>	<p>操業前(建設段階)と操業後(操業段階)とでは環境社会配慮確認は異なるものとなりますか? 異なるなる場合、具体的にはどのような点が異なりますか? (JBIC/NEXI)</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 操業前においては、影響を及ぼしやすいセクターの大規模プロジェクトは、「著しい負の環境影響を生じる可能性を有するプロジェクト」として一義的にカテゴリ A に分類し、JBIC / NEXI は実施主体による適切な環境社会配慮を通じ当該影響が適切に緩和されていることを確認します。他方、操業後においては、セクターかつ大規模故の影響が既に適切に緩和されていることをモニタリング等の事実から確認します。すなわち、操業前においては影響の大小(可能性)をレビューを通じなければ確認できませんが、操業後においては影響の大小はスクリーニング段階での顧客から提出されるモニタリングデータ等を以って確認が可能です。 (2) 一般に、操業後に環境影響に関する特段の苦情・問題が生じていないプロジェクトは、著しい負の環境影響を生じていない、すなわちセクター要件からはカテゴリ A には該当しないと考えられます。</p> <p>< 参加者: FoEJ > (1) 苦情や問題が表面化していない場合も、問題が生じていないとは限りません。</p>
	<p>操業段階のプラント等について、追加設備投資を伴わない権益取得がなされた場合に、新たに生じうる著しい負の環境影響(カテゴリ A 相当の環境影響)はありますか? ある場合、具体的にはどのような影響が想定されますか? (JBIC/NEXI)</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 操業段階のプラント等に対し、追加設備投資を伴わない権益取得が行われたのみでは、新たに負の環境影響は生じないものと考えられます。但し「影響を及ぼしやすい特性又は影響を受けやすい地域」に該当する場合は、新たに生ずる影響ではありませんが、それらの影響への配慮・緩和状況を確認する必要があります。</p> <p>< 参加者: 産業界 > (1) 追加設備投資を伴わない権益取得が行われたのみでは、新たに負の環境影響は生じないものと考えます。</p>
	<p>影響を及ぼしやすいセクター、影響を及ぼしやすい特性、影響を受けやすい地域の 3 点は、環境社会配慮における性質の違いはありますか? ある場合、具体的に何が相違点ですか? (JBIC/NEXI)</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 環境社会配慮上、「影響を及ぼしやすい特性・影響を受けやすい地域」と「影響を及ぼしやすいセクター」とでは、前者は当該プロジェクト自体の環境影響の大小にかかわらず負の影響を受けやすい点で操業前後を問わず留意すべきものですが、後者はその影響を事業者がより自律的に適切に緩和可能であり、特に操業後においては緩和の可否・状況が実績として確認できる点において、差異があるものと考えます。</p> <p>< 参加者 ></p>
<p>追加 2：実施状況確認における透明性の確保 「ガイドラインの実施状況について、1 年毎に確認し、確認結果に基づきステークホルダーとの意見交換会を開催する。また、ガイドラインの改訂及びこれに先立つ包括的検討についても、透明性の確保とステークホルダーへの意見を聞きつつ実施する」(国際環境 NGO FoE Japan)</p>	<p>改訂に関わるプロセスに透明性、ステークホルダーの参加を確保することは重要ですか? (NGO)</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) コンサルテーション会合における透明性、またステークホルダーの参加を確保することは重要と考えます。</p> <p>< 参加者: 産業界 > (1) コンサルテーション会合における透明性、またステークホルダーの参加を確保することは重要と考えます。また、現在開催されているコンサルテーション会合は、JBIC/NEXI のご尽力もあり、十分に透明性の高いものとなっていると考えます。</p>
	<p>以下の各々におけるステークホルダーに該当する者は誰ですか? (1) JBIC / NEXI の環境社会配慮確認業務の対象である個々のプロジェクト (2) JBIC / NEXI の環境社会配慮確認業務 (3) ガイドライン改訂 (JBIC / NEXI)</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 主としてそれぞれ以下のように考えます。 プロジェクト実施主体のステークホルダーとして現地住民、現地 NGO。 JBIC / NEXI のステークホルダーとして日本国民(借入人/輸出者等、日本の NGO 含む)、また現地住民や現地 NGO も含まれますが、現地住民や現地 NGO に対する環境社会配慮の責任はプロジェクト実施主体が負うべきものです。 JBIC / NEXI のステークホルダーとして日本国民(借入人/輸出者等、日本の NGO 含む)、また広義には途上国政府や海外 NGO も含まれます。</p> <p>< 参加者: FoEJ > (1) 同提言では、個々のプロジェクトにおける実施状況を個々のプロジェクト毎に意見交換する場を設けることを意図しているわけではあ</p>

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p>りません。ガイドラインの実施状況について、ステークホルダーと広く定期的に意見交換する機会を設けることで、ガイドライン運用上の問題を改善すること、あるいは、ガイドライン改訂に向けた包括的検討の材料にもなると考え、提言しています。</p> <p>(2) したがって、ここで該当するステークホルダーは、借入人等、途上国政府、現地住民、現地 NGO、国内・海外 NGO、専門家など、関心を持つあらゆる主体と考えます。</p>
<p>追加 3：地域社会・労働者の安全・保安 「プロジェクト実施主体による保安要員の利用、あるいは要請・黙認による当該国の軍・警察による、地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないようにする」(ヒューマンライツ・ナウ)</p>	<p>JBIC / NEXI の環境社会配慮確認業務の対象である個々のプロジェクト、JBIC / NEXI の環境社会配慮確認業務の透明性は何によって確保されていますか？(JBIC / NEXI)</p> <p>ガイドライン見直しにおける透明性は、何によって確保されていますか？また、様々なステークホルダーの皆様からのご意見を伺うプロセスは何のための手段ですか？(JBIC / NEXI)</p> <p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI ガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？(NGO)</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 個々のプロジェクトについては、プロジェクト実施主体によりステークホルダーである現地住民、現地 NGO へ情報公開がなされるべきものと考えます。</p> <p>(2) JBIC / NEXI の環境社会配慮確認業務については、個別案件の状況について、契約前にはカテゴリ分類結果と分類結果に応じ EIA の公開、契約後は、レビュー結果の公開を web 等を利用し実施しており、ステークホルダーに対し、透明性は十分確保されていると考えております。</p> <p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) 同提言は、ガイドラインの実施状況について、ステークホルダーと広く定期的に意見交換する機会を設けることで、ガイドライン運用上の問題を改善すること、あるいは、ガイドライン改訂に向けた包括的検討の材料にもなるのではないかと、いう趣旨で出しました。</p> <p>(2) また、ガイドライン改訂に先立つ包括的検討についても、透明性の確保及び各ステークホルダーへの意見を聞くことを規定するべきという趣旨です。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) ガイドライン改訂プロセスにおいては、誰でも参加可能なコンサルテーション会合を開催し、会合で使用した全ての資料、会合当日の逐語の議事録を web で公開することで、透明性の確保に努めております。また、会合自体も論点提起・整理の段階から始めることで、一層の透明性確保に努めています。</p> <p>(2) ガイドラインの改訂はステークホルダーの皆様には大きな影響が生ずるものであるため、様々な論点の抽出・議論において広く皆様からの意見を伺うことに努めております。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) ガイドライン見直しにおける透明性は、如何なるステークホルダーにも門戸が開放されているコンサルテーション会合によってのみ確保されると考えております。</p> <p>(2) ガイドラインの見直しに関してステークホルダーの意見を聞くプロセスは、見直し作業にとって有意義であるばかりでなく、環境ガイドラインそのものに関する理解や環境社会配慮に関するステークホルダー間の相互理解を深めることに有効な手段であると考えております。</p> <p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) 改訂について、現行 JBIC ガイドラインで、透明性の確保及び各ステークホルダーへの意見を聞くことが規定されているように、改訂に先立つ「包括的な検討」についても、これらを確保することを規定すべきです。</p> <p>(2) ガイドラインの実施状況について、ステークホルダーと定期的に共有し、意見交換する場を設けることで、改訂に先立つプロセスにおいても、透明性を確保できると考えます。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。</p> <p>(2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。</p>

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p><参加者：ヒューマンライツナウ></p> <p>(1) 「参照すべき」基準は、常に参照され、遵守が要求されるとはかぎらないので、重要なものはガイドライン本文に上げる必要があります。</p> <p>(2) 生命・自由・身体の安全に対する権利の保護、拷問・非人道的取り扱いの禁止は、世界人権宣言でもうたわれており、国際慣習法として保護されるべきです。また、法執行官のための行動綱領は、国連総会決議 34 / 169 で採択され、法執行官による実力及び火器の使用に関する基本原則が、第 8 回国連犯罪防止刑事司法会議で採択され総会決議 45 / 166 で歓迎されており、前記基本原則は、国連犯罪防止刑事司法会議での国連事務総長の報告を規定しています。他 ECA などでも取組の実例があることから、このようなことを要求する実効性はあると考えます。</p> <p>(3) コンプライアンス体制にはさまざまなレベルの企業が考えられ、明確にガイドライン本文に規定しなければ、ガイドラインに書かれていないから、対応する必要がないと誤解する企業がありえます。また、JBIC の行う環境社会配慮確認の透明性と予測可能性を高める意味では、ガイドライン本文に記載することが望ましいとおもいます。</p>
	<p>他機関の対応状況はどのようなものですか？ (NGO)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p>(1) IFC パフォーマンススタンダード (PS4 para 13 ~ 15) に関連する規定があると認識しています。</p> <p><参加者：ヒューマンライツナウ></p> <p>(1) IFC パフォーマンススタンダード 4 はコミュニティの健康、安全等について定めています。</p> <p>(2) 英国輸出信用保証局 (ECGD) は、武装した警備の使用について、英国、米国、関連民間企業、NGO が提起している自主的ガイダンスに従うべきとしています。</p> <p>(3) 欧州復興開発銀行 (EBRD) の改定中の environmental and social policy では、PR (performance requirement) 4 では、コミュニティの健康、安全について定めています。</p>
	<p>現行ガイドライン運用状況における地域住民・労働者に対する安全に対する脅威への確認状況はどのようなものですか？ (JBIC / NEXI)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p>(1) JBIC / NEXI としての環境社会配慮の確認対象である実施主体の当該プロジェクトにおける、保安要員等の警備体制、苦情処理システムの確立などは、従前より環境レビューにおいて確認に努めております。</p> <p><参加者：FoEJ></p> <p>(1) 現行ガイドラインの運用上、地域住民・労働者に対する安全・保安要員等に係るリスクについては、どのような点の確認が行われているのか、明確ではありません。(例えば、労働者の権利として、結社の自由や集会の自由が認められているかなども確認し、適切な対応を借入人等に求められているのでしょうか。また、保安要員や地域住民との間のコンフリクトの発生の可能性などについても確認され、適切な対応を求められているのでしょうか。)</p> <p>(2) 地域住民の適切な参加を確保するためにも、保安要員や労働者の安全等に係る規定について、ガイドラインに盛り込むべきであると考えます。</p>
	<p>軍・警察等の当該国機関また個々の職員等の人権侵害等の前歴の確認あるいは国際的人権基準の遵守要請について、借入人や輸出者等を通じて行う JBIC / NEXI の調査・働きかけの実効性はどのようなものですか？ (JBIC / NEXI)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p>(1) 当該国の軍・警察の活動に対する調査・働きかけには、JBIC / NEXI また実施主体においても一定の限界があるため、そうした調査・働きかけは、当該プロジェクトで現実に人権侵害が発生した蓋然性が高い場合に限定されるものと考えております。</p> <p><参加者：ヒューマンライツナウ></p> <p>(1) 事業サイトの警備に関して、相手国の軍・警察が関与する場合、事業実施主体からの要請があったり、どのような警備を行うかについて、協議のもとで行われると考えられますから、その際に働きかけをすることが可能であると考えます。軍・警察については、個々の職員の人権侵害の前歴または国際人権基準の順守状況を確認する必要ではなく、軍・警察の組織としてのこれまでの状況と、人権侵害を防ぐための体制が整っているかの一般的な情報を収集すれば判断できると考えます。この一般的な情報は、人権条約機関の総括所見や、国連人権理事会の特別手続きにおける報告書、国際人権 NGO のレポートなどで確認することが可能です。</p>
<p>追加 4 : 紛争地でのプロジェクトの紛争への影響に対する配慮 「紛争地におけるプロジェクトには、原則として、融資 / 保険付保を行わない」(ヒューマンライツ・ナウ)</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由は何ですか？ (NGO)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p>(1) 規定することが必要不可欠とは云えませんが、個別に確認が必要となる場合もあり得ると思います。</p> <p>(2) 代表的国際的基準であっても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。</p> <p>(3) 当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえて参照する国際的条約、宣言、概念等は多数存するものであり、特定の内容のみ</p>

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p>を例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。</p>
		<p><参加者：産業界> (1) コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定・参照することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。 (2) また、下記 とも関連しますが、「紛争地」の明確な定義は、確立していないものと認識しておりますので、「紛争地」をどう判断するかは難しく、また政治的にセンシティブであると考えますので、環境ガイドラインで軽々に判断できないと考えております。</p>
		<p><参加者：ヒューマンライツナウ> (1) 鉱山開発など紛争地での事業が、紛争当事者の一方に大きな利益をもたらすことがあり、紛争を激化させることや、その利益をめぐってあらたな紛争を生じさせることがあります。武力紛争を助長しないことは日本国憲法の定める平和主義から課される義務であり、準政府機関である J B I C としても配慮すべきです。 (2) 紛争地で事業をおこなうには、武装警備を用いる必要が多くなり、その警備とコミュニティーや労働者の安全の確保の両立が困難であることが多いと考えます。 (3) 紛争地では、そもそも行動の自由が制約され協議に際して、物理的にアクセスが困難な場合がありうるほか、表現の自由が保障されていないことも多く、実質的に意味のあるステークホルダー協議がなされたいと考えます。</p>
	<p>他機関の対応状況はどのようなものですか？ (NGO)</p>	<p><JBIC / NEXI> (1) 世銀セーフガードポリシー-OP7.60 に規定があります。なお、OP7.60 は当該サイトが 2 国間以上での領土係争状態にある場合の事業者の対応を規定するものであり、紛争地でのプロジェクト支援の是非を規定するものではありません。 <参加者：ヒューマンライツナウ> (1) 世銀は O P / B P 7 . 6 0 で紛争地域における事業について定めています。 (2) E B R D は、紛争地での事業についての直接的な規定ではないが、P R 4 のコミュニティーの健康、安全を検討する上で、紛争や紛争後の地域で、リスクや影響が大きくなることとしており、コミュニティーの安全などの観点から検討するものと考えられます。 (3) J I C A は、課題別指針・平和構築支援で、紛争予防配慮の強化を定めています。</p>
	<p>紛争地、特に武力紛争が発生した、もしくは発生蓋然性の高い地点をサイトとするプロジェクトへの融資 / 保険付保の是非について、環境社会配慮以外の観点から判断する場合はありますか？ある場合、具体的にはどのような理由ですか？ (JBIC / NEXI)</p>	<p><JBIC / NEXI> (1) 紛争地においては、土地の帰属の変更あるいは政権の交代、また、内戦や戦争によるプロジェクトの物理的損壊の蓋然性が高まる場合もあり、その場合プロジェクト自体が中断・中止される可能性も高くなります。 (2) 従いまして、JBIC / NEXI におきましては環境社会配慮の観点以前に、プロジェクト・当該地域に関わるカントリーリスク審査の段階で融資 / 保険付保について、適切な判断を実施しております。 <参加者></p>
	<p>「紛争地」の国際的な定義は、客観的な根拠を伴う形で確立していますか？仮に確立していない場合、「紛争地」という概念を、ガイドライン上一律に融資 / 保険付保の謝絶事由として記載することは、適切ですか？(JBIC / NEXI)</p>	<p><JBIC / NEXI> (1) 「紛争地」に関する明確な定義は確立していないものと考えます。従って、「紛争地」という概念のみを以って、融資 / 保険付保の謝絶を決定することを、上記非常リスクの観点での判断以前に、環境ガイドラインで一律に規定することには、慎重にあるべきものと考えます。 <参加者：ヒューマンライツナウ> (1) 紛争地の国際的な定義はないが、紛争地の定義は、目的に即して判断すれば足りるものと考えます。紛争地における事業を基本的に避けるべきとしたのは、検討ポイント で挙げたような理由からであるから、国家間、および国家と非国家主体間、非国家主体間の武力紛争が行われている地域で、当事者間の停戦協定等がないか、停戦協定があっても、実効性を失っているとみられる場合があげられる。地理的範囲については、紛争の状況により異なるが、現に戦闘がおこなわれていなくても、将来行われる蓋然性が高い地域は含まれるべきである。また、逆に、現に戦闘が行われていなくても、事業からその地域を支配している国家、非政府主体のうる利益が大きく、紛争を促進するような場合には、事業がおこなわれるべきではないと考えます。</p>

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p>(2) このような地域は、現地へのアクセスが困難で適切な情報の収集と審査が困難であるし、社会的合意の形成のための協議も困難であると思われます。なお、このような紛争地でも、すべての紛争当事者が事業に合意していることが確認できる場合は、例外とすべきです。</p> <p>(3) なお、国連憲章は、安保理が平和に対する脅威、平和の破壊、侵略に当たるか否かを決定し、適切な措置をとるとしてあります。上記の紛争の程度いかんでは、安保理が平和に対する脅威、平和の破壊、侵略にあたるか決定し何らかの措置を取っている場合があり、これら措置の実効性を失わせるような場合には、融資等をすべきでないと考えます。</p>
<p>追加 5 : 汚職の防止 「汚職には、民間企業間での問題も考えられるが、さしあたり、プロジェクト実施主体・借入人等が関与する政府関係者への汚職を防止すべきである。」 (ヒューマンライツ・ナウ)</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC/NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由は何ですか？(NGO)</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 規定することが必要不可欠とは云えませんが、個別に確認が必要となる場合もあり得ると思います。</p> <p>(2) 代表的国際的基準であっても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。</p> <p>(3) 当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえて参照する国際的条約、宣言、概念等は多数存するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 汚職防止の重要性は認識しておりますが、コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC/NEXI のガイドラインで規定・参照することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。</p> <p>< 参加者：ヒューマンライツナウ ></p> <p>(1) 日本企業については、不正競争防止法により国外における外国公務員等への贈賄が処罰対象となっております。</p> <p>(2) 公的資金が使われている JBIC が融資する事業において、汚職が行われていることは、日本政府および JBIC の財政規律として好ましくないと考えます。のみならず、JBIC としては準政府機関として、日本が批准している OECD の腐敗防止条約を遵守する必要があります。また、日本は国連腐敗防止条約を批准していないが、国連腐敗防止条約締約国会議において日本政府は、腐敗との闘いにおける国際協力を積極的に促進していると宣言しているから、腐敗防止の取り組みを強化せねばならないと考えます。</p> <p>(3) 企業の社会的責任の観点からも配慮する必要があるし、使途不明金としての課税のリスクなど企業のリスクマネジメントとしても重要であると考えます。</p> <p>(4) 相手国としても、建て前として贈賄を禁止していない国は少ないとかがえられるし、汚職の蔓延は、相手国の経済開発若しくは社会開発に寄与しないと考えます。</p> <p>他機関の対応状況どのようなものですか？(NGO)</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 各国 ECA とも「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」の内容に則した対応がなされているものと理解しておりますが、今回調査を行った他 ECA において、汚職防止を環境に係わるガイドライン等で明記している事例は確認されておられません。</p> <p>< 参加者：ヒューマンライツナウ ></p> <p>(1) 世銀は Guidelines On Preventing and Combating Fraud and Corruption in Projects Financed by IBRD Loans and IDA Credits and Grants という汚職防止のためのガイドラインを持っています。</p> <p>(2) ECGD も汚職防止のための取り組みをしています。</p> <p>汚職の防止について、JBIC/NEXI においては、現在どのような対応がなされていますか？(JBIC/NEXI)</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 汚職防止に関しましては、JBIC/NEXI は、「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」の内容に則して、環境ガイドラインとは別に、融資契約/約款により対応しております。</p> <p>< 参加者 ></p>
<p>追加 6 : 生態系の保全 「重要な自然生息域 (Critical Natural Habitat) におけるプロジェクトへの支援を行わない」(国際環境 NGO FoE Japan)</p>	<p>ガイドラインの目的を鑑みた場合に、当該項目を含めることの必要性及び有効性はどのようなものか？(NGO)</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 現行ガイドラインは、検討する影響のスコープとして、「生態系及び生物相等を通じた」「自然環境への影響」を明記するなど、自然環境への影響を環境社会影響の大きな要件の一つと規定し、個々のプロジェクトにおいて適切な配慮確認を行っています。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 明記はありませんが、貴重な自然環境、生態系、希少種の保護については、現行ガイドラインの検討スコープ内に入っていると考えます。明記がないからコミットしないと考えるのは拙速であり、また、世銀や IFC の参照からも読み取れますので、特段逐条に記載する必要はないと考えますし、JBIC/NEXI も適切な確認を行い、必要な場合はしかるべき対応を取っていると理解します。</p>

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p><参加者：FoEJ> (1) 貴重な自然環境、生態系、希少種への影響は回避すべきであると考えます。 (2) したがって、JBIC / NEXI ガイドラインで、そうした影響を回避できないプロジェクトへの支援を禁止する旨を規定することにより、貴重な自然環境、生態系、希少種の保護に貢献することができます。 (3) 具体的には、重要な自然生息域であっても、当該国の法令等で保護区等に指定されていない場合、あるいは、プロジェクトのためにその保護区等を解除された場合などであっても、JBIC / NEXI がより主体性をもって重要な自然生息域の保護を確保していくために、当該項目を入れることが重要だと考えています。</p>
	<p>JBIC / NEXI 現行ガイドラインでは、重要な自然生息域またその他自然環境に関して、どのように規定していますか？ (JBIC / NEXI)</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI ガイドラインは、第 2 部 / 別紙 1 において、「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「検討する影響のスコープ」として「生態系及び生物相等を通じた」「自然環境への影響」を、また、「チェックリストにおける分類・チェック項目」「自然環境」として「保護区、生態系」を明示しております。 (2) またガイドライン上、「影響を受けやすい地域」「自然環境」において「a . 原生林、熱帯の自然林、b . 生態学的に重要な生息地、c . 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地」を規定し、当該地域を含むプロジェクトはカテゴリ A に分類し、環境社会配慮確認を実施しております。</p> <p><参加者：FoEJ> (1) JBIC ガイドライン第 2 部 / NEXI ガイドライン別紙 1、チェックリスト、および、セクター例示において生態系等に関する言及はありますが、特に重要な自然生息域 (Critical Natural Habitat) に影響を及ぼす (可能性のある) 事業については、JBIC / NEXI として融資・付保を行わないという趣旨で論点を出しているため、そうした趣旨を第 1 部に盛り込む可能性も含め、議論したいと思っています。</p>
	<p>我が国政府策定の「第三次生物多様性国家戦略」では、海外プロジェクトにおける環境社会配慮の在り方について、どのように述べていますか？ (JBIC / NEXI)</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 我が国政府策定の「第三次生物多様性国家戦略」は、国内外での我が国取組みについて省庁別にまで規定するもので、JBIC / NEXI に関する直接的な記載はありませんが、第 2 部第 2 章第 4 節第 2 項「国際的取組：環境への配慮」の具体的施策として、「あらゆる開発計画及び個別事業において環境保全の要素を考慮し、経済成長・貧困削減と環境保全を両立すべく、適切な環境配慮がされた取組みを支援します。」(外務省)と規定しております。JBIC / NEXI の上記ガイドライン規定は、これにも合致する内容と考えております。</p> <p><参加者：FoEJ> (1) 「第三次生物多様性国家戦略」の中では、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮する必要性が論じられ、また、あらゆる開発計画及び個別事業において、適切な環境配慮がされた取組を支援する旨が書かれています。</p>
<p>追加 7：戦略的環境アセスメント (SEA) の導入 「事業者の環境社会配慮に、できる限り、SEA のアプローチを取り入れる」 「SEA 導入案件については、その結果の是非についても環境審査の対象とする」(WWF)</p>	<p>どのようにして、JBIC / NEXI は個別プロジェクトに対する SEA を実施できますか？ (NGO)</p> <p>SEA を我が国及び相手国の政府・企業が理解するプロセスが必要ではないですか？ (NGO)</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 当該国政府が仮に SEA を公的に制度化している場合は、JBIC / NEXI は当該 SEA の内容を確認します。但し、JBIC / NEXI はプロジェクト実施主体による環境社会配慮を確認する立場であり、またプロジェクトに関与するタイミングはアセスメント終了後であることが多いところ、JBIC / NEXI が SEA の実施に関与する、もしくは SEA の実施を要求するのは極めて難しいものと考えます。</p> <p><参加者：産業界> (1) SEA は、個別の事業実施に先立つ「戦略的(Strategic)な意思決定段階」、すなわち、政策(Policy)、計画 (Plan)、プログラムという意味では、非常に重要な視点ですが、現行の JBIC / NEXI の環境ガイドライン適用以前の問題であり、ガイドライン規定にはなじまないと考えます。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) SEA の概念をしっかりと理解することは重要と考えます。但し、プロセス化そのものは、JBIC / NEXI が主体的に関与すべき事案とは言い難い内容と考えます。</p> <p><参加者：産業界> (1) プロセスは必要でしょうが、これから入札を開始する事業者には SEA を理解させることは、次元の異なるプロセスになります。環境が</p>

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		イドラインに規定する事柄とは、次元が異なる関係上、別の枠組みで理解を求めていくべきです。
	上記 のためのパイロット・プランとして、JBIC / NEXI が、カテゴリ A 案件また案件頻出国での S E A をサポートしていくことは可能ですか？ (NGO)	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) SEA 等の環境社会配慮自体に関する事案は、プロジェクト実施主体の責任であり、JBIC/NEXI は資金提供者としてそれを確認する立場です。従って、SEA そのものをサポートするという点では、JBIC / NEXI より別の公的機関が業務として行う方が適切と考えます。</p> <p>< 参加者 ></p>
	当該プロジェクトが S E A を適用されている場合、当該プロジェクトに S E A の結果が取り入れられているかを確認するプロセスを JBIC / NEXI の環境審査で確立することは可能ですか？ (NGO)	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 実施主体が行う環境社会配慮における代替案の分析は、現行ガイドラインにおいても規定しています。</p> <p>< 参加者 ></p>
追加 8 : グッドプラクティスの積極的参照 「現在また将来において策定されるグッドプラクティスを、各時点での環境社会配慮確認において参照基準として適用する」(WWF)	JBIC / NEXI が、世界にあるグッドプラクティスを定期的に収集・アップデートし、産業界に普及させるシステムを構築することは可能ですか？ (NGO)	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 本件は環境ガイドラインそのものの議論とは異なるご指摘ではないかと考えます。環境社会配慮確認において、JBIC/NEXI は、必要に応じ、当該プロジェクトに適切なグッドプラクティスを確認することは行っていますが、ご提案のような形でグッドプラクティスそのものの普及を業務として取組んでいくことは、私ども環境社会配慮確認業務の範疇外と考えます。</p> <p>< 参加者 : 産業界 ></p> <p>(1) 収集・アップデート・システム構築の問題は、ガイドライン改定とはなじまない議論です。</p>
	上記 のシステムにおいて、NGO からの提言(収集するグッドプラクティスへの推薦)を含めることは可能ですか？ (NGO)	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) そもそもグッドプラクティスのアップデートおよび産業界への普及そのものを JBIC / NEXI の役割とすることに違和感があることから、本ポイントへのコメントは控えたく存じます。</p> <p>< 参加者 ></p>
追加 9 : 環境社会配慮の確認手法の明確化 「独立した外部エキスパート等を通じ、個別プロジェクトへの融資 / 保険付保に先立ち、当該国の環境社会配慮の基準が十分か否かを確認する」 「JBIC / NEXI が、独立した外部エキスパートを通じ、プロジェクト実施中の定期的モニタリングを、行う」 「JBIC / NEXI が、プロジェクト実施に先立ち、当該国の環境社会配慮に関するキャパシティ強化を行う」(WWF)	プロジェクト実施対象国の環境社会配慮の在り方が十分か否かを確認するプロセスを、JBIC / NEXI は確立していますか？ (NGO)	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 正確には、「プロジェクト実施対象国」ではなく、「プロジェクト実施主体者」となりますが、ガイドラインとして既に確立しています。</p> <p>< 参加者 ></p>
	当該プロジェクトでの環境社会配慮の在り方が、国際的基準やグッドプラクティス等との比較において大きく乖離する場合に、相手国、借入人 / 輸出者等、及びプロジェクト実施主体との対話の中で、JBIC / NEXI ガイドラインの規定を最低基準として遵守させることは可能ですか？ (NGO)	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) ガイドラインにおいては、大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認することとしています。</p> <p>< 参加者 : 産業界 ></p> <p>(1) 遵守させるという強権は JBIC/NEXI は持ち合わせていないと考えます。大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じた対応を行うという理解です。</p>
	プロジェクト実施内容が JBIC / NEXI ガイドラインの規定を遵守しているか否かをモニタリングするシステムを、JBIC / NEXI は確立していますか？ (NGO)	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) ガイドラインに具体的に規定されています。</p> <p>< 参加者 ></p>
	JBIC / NEXI が当該国の環境社会配慮が十分か否かを確認する際に、現地 NGO 及び関連団体等と協力することは可能ですか？ (NGO)	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 現地 NGO 等の当該国ステークホルダーの情報、意見を承ることをガイドラインは規定しています。</p> <p>< 参加者 ></p>
	当該国の環境社会配慮が不十分と認められる場	< JBIC / NEXI >

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	合に、JBIC / NEXI が当該国のキャパシティ強化を行うことは可能ですか？その際に NGO との協力また JICA 等の ODA 実施機関にキャパシティ強化の必要性をフィードバックすることで、ODA を通じたサポートを行うことは可能ですか？（NGO）	<p>(1) 当該国のキャパシティ・ビルディングは、現時点では JBIC / NEXI のマニフェストとは規定されていません。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) 当該国の環境社会配慮のキャパシティ・ビルディングが不可欠な場合は、一義的には G-G ベースの協力で行うべきであり、JBIC/NEXI の使命ではないのではないのでしょうか。</p>
追加 10：融資 / 保険付保の謝絶プロセスの明確化 「当該プロジェクトにおける環境社会配慮が適切に実施されない場合の、融資 / 保険付保の謝絶プロセスを明確にする」(WWF)	当該プロジェクトにおける環境社会配慮が適切に実施されない場合に、JBIC / NEXI は、どの時点で、どのような情報に基づいて、謝絶の判断を行いますか？（NGO）	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) プロジェクト実施主体者からの情報等に基づき、ガイドラインに規定するスクリーニングや環境レビューを行った上で、その時点での融資 / 付保の可否を判断します。</p> <p>(2) 仮に、環境社会配慮が十分ではないと判断した場合でも、まずは「十分」なレベルに達するように借入人 / 輸出者を通じて働きかけることを基本スタンスにしております。</p> <p><参加者></p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 基本的に融資契約あるいは保険契約においてご指摘の項目は規定されます。</p> <p><参加者></p>
追加 11：特定グッドプラクティスのガイドライン等での明示・規定化 (1) ミレニアム・エコシステム・アセスメントのフレームワーク (2) メコン河流域における持続可能な水力発電開発ガイドライン（策定中） (3) メコン河流域における洪水地帯での道路建設に関するガイドライン（策定中） (4) 森林認証に関する国際的基準（森林管理協議会基準またはその他同等レベル） (5) 漁業資源認証に関する国際的基準（海洋資源協議会またはその他同等レベル） (6) レスポンスブル・マイニングのフレームワーク (7) 農畜産業に関する国際的基準（International Social and Environmental Accreditation また椰子油、大豆、サトウキビなど個々の作物の基準）(WWF)	左記提言(1)～(7)で示されたグッドプラクティスをガイドラインに明記することは可能ですか？（NGO）	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 仮に特定のグッドプラクティスをガイドラインに明記する場合、それに足る客観的な必要性・実効性が必要と認識しておりますが、ご提示いただいたグッドプラクティスを本件ガイドラインに明記するまでの客観的な必要性・実効性は乏しいと考えます。</p> <p>(2) 勿論、個別案件において、グッドプラクティスとして参照する可能性まで否定するものではありません。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) 策定中というものもあり、規定しなければならない必要性に乏しいと考えます。また、国際的に十分確立しているものでない限りは、特定のグッドプラクティスを明記して、遵守を促すことは困難であると考えます。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 本件も必ずしも環境ガイドラインそのものの議論とは異なるご指摘ではないかと考えます。</p> <p>(2) その点を申し上げた上で、ご指摘のプロセスそのものに、JBIC/NEXI が主体的に関与することは、その性格上難しいと考えます。</p> <p>(3) 勿論、個別案件において、グッドプラクティスとして参照する可能性まで否定するものではありません。</p> <p><参加者></p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) JBIC/NEXI ガイドライン以外の特定のグッドプラクティス等の遵守を契約内容とすることは、上記の理由により困難です。</p> <p><参加者></p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 現行ガイドラインに明示はしていませんが、実務として対応しています。</p> <p><参加者></p>
追加 12：WWF と JBIC / NEXI の環境審査における連	ガイドラインの運用に際し、JBIC / NEXI の現地	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 本件ガイドライン改訂会合の趣旨と異なるご提案と考えます。</p>

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
携 「ガイドラインの解釈及び適用に関して、JBIC / NEXI の現地オフィスと WWF の専門家が協力する」 「協力のパイロットプランとして、メコン地域でのガイドライン運用に関する協力を実施する」(WWF)	オフィスが、NGO 等の専門家と協力していくことは可能ですか？ また、そうした協力を実現するためのプロセスにはどのようなものがありますか？(NGO)	<参加者：産業界> (1) 「本件ガイドライン改訂会合の趣旨と異なる」という JBIC/NEXI コメントと同じです。
	JBIC / NEXI がメコン地域で、WWF 専門家と協力するパイロットプランを実施することは可能ですか？(NGO)	<JBIC / NEXI > (1) 本件ガイドライン改訂会合の趣旨と異なるご提案と考えます。
		<参加者>